

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡子（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、A所在のB病院（以下「病院」という。）に雇用され、看護師として就労していた。

請求人によると、被災者は入職後6か月の間、注射係しかできず、手術室長から無視され、次第に職場全体から干され、無視されるようになっていたという。

被災者は、平成〇年〇月〇日、実家である請求人宅の車庫において縊死しているところを請求人に発見された。死体検案書には、「死亡したとき：平成〇年〇月〇日朝頃、直接死因：縊死、死因の種類：自殺」と記載されている。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、被災者の精神障害の発病及び死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 被災者の精神障害の発病の有無及び発病の時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日意見書において、「被災者は、平成〇年〇月中旬頃、ICD-10診断ガイドラインの『F43.2 適応障害』（以下「本件疾病」という。）を発病した。」旨述べており、当審査会としても、専門部会の上記意見を妥当なものと判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 特別な出来事について

被災者の本件疾病発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）において、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」に該当する出来事は見受けられない。

(4) 特別な出来事以外の出来事について

請求人及び再審査請求代理人（以下「請求代理人」という。請求人及び請求代理人を併せて、以下「請求人ら」という。）は、評価期間における業務による出来事として、上記第6の2（1）から（4）に記載の主張をしていることから、以下検討する。

ア 上記第6の2(1)の主張について

まず、上記第6の2(1)記載の①のミスについて検討すると、C及びDは、「あつてはならない重大な出来事である。」と述べているものの、提出されたインシデント・アクシデントレポート(以下「レポート」という。)によれば、「患者への影響レベル レベル1 間違っただけを実施、患者には変化なし」と結論付けられていることに鑑みると、結果的に患者の生命予後に大きな影響を与えるような重大な事故には至っていないことが認められる(なお、同レポートによれば、レベル0が最も軽微であり、レベル5が最も重大な事故である。)。また、一件記録を精査するも、決定書理由に説示するとおり、被災者に対して当該ミスに係るペナルティが課された事実や被災者が事後対応したといった状況を確認できないことから、同出来事による心理的負荷の総合評価は「弱」とであると判断する。

次に、請求代理人は、上記第6の2(1)②から⑤のミスに係る心理的負荷の総合評価は「中」以上であり、かつ、それぞれのミスを全体として評価すれば、その心理的負荷は「強」となる旨主張することから、当審査会は、改めて病院関係者の各申述を精査した。

この点、被災者は②から⑤のミスをしていたことが推認されるものの、これらのミスに関しては、レポートが提出されていないこともあって、具体的内容や患者への影響がいかなるレベルであったか等の詳細は不明であるといわざるを得ない。しかしながら、CやEが、指導担当者は、被災者が同じようなミスを繰り返し起こしたり、レポートに具体的なミスの原因を書けないといった事情があったことから、レポートを作成させるのではなく、ミスをした時に、その都度指導することにして被災者が落ち込まないように配慮していた旨述べていることに鑑みると、被災者がした②から⑤のミスについては、レポートを提出させずとも、口頭での業務指導で事足りる程度のミスであったとみるのが相当である。

以上より、被災者は日々の業務遂行において、上記②から⑤のミスをしていたことは否定されないものであるが、当審査会としては、それぞれのミスの程度が患者の生命予後に重大な影響を与えるものであった、あるいは指導担当者による口頭での業務指導では足りないほどの重大なミスであったとまではいえず、請求代理人の上記主張は採用することができないものと判断す

る。

イ 上記第6の2(2)の主張について

請求代理人は、上記6の2(1)①のミスにより、被災者は当初予定されたカリキュラムを変更されたことを認定基準別表1の具体的出来事「会社で起きた事故、事件について責任を問われた」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」)に当てはめて検討するよう主張していると思われるが、F、E及びGの申述等を精査すると、被災者の指導担当者が被災者を指導するに際し困っていたこと、被災者は仕事を覚えるのが遅かった等の状況がうかがえる。かかる状況下において、カリキュラムの変更は、新人看護師として求められるレベルを担保するためになされる通常の業務指導の一環として想定されるものであって、ペナルティと解することはできないことから、当審査会としては、認定基準別表1の具体的出来事として評価できず、同主張は採用することができないものと判断する。

ウ 上記第6の2(3)の主張について

まず、H医師が、被災者に対して「お前はオペ室のお荷物だな」と発言をしたことについては、同医師自身は、「そのようなことを言ったことは決してありません。」等と述べるも、遺書の内容からして、被災者に対し何らかの否定的な評価の発言があったことは推認される。しかしながら、一件記録からは、当該発言がなされた日時、場所、経緯及び状況等が明らかでないことに鑑みると、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、同医師の発言を認定基準別表1の具体的出来事「(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅲ」)に該当するとみても、継続して行われたとは認められず、その心理的負荷の総合評価は「弱」と判断せざるを得ない。

次に、請求人らは、I医師が被災者に対してパワハラを行った旨主張するが、「第2回新人フォローアップ研修事前課題」と題する書面をみると、被災者自身は、「ストレスを感じた場面はない」と記載している。また、同書面には「I医師がブチ切れたとき」との記載は認められるが、その詳細は不明であるとともに、一件記録を精査するも、同医師が被災者に対してパワハラを行った事実は認められないことから、請求人らの同主張は採用することができない。

エ 上記第6の2(4)の主張について

請求人らは、被災者が同僚看護師からも嫌がらせ、いじめを受けていたと主張し、同主張の根拠として、被災者の評価表に書かれた先輩看護師らのコメントを挙げている。

この点について、確かに、被災者の評価表をみると「どうして?」、「なんで?」、「大切なのはここだけ?」等のコメントが記されていることは確認できる。

しかしながら、評価表において、被災者の指導的立場にある看護師が被災者に対して教育的な観点から日々の業務に関するコメントをすることを「いじめ、嫌がらせ」として捉えることは妥当ではなく、業務指導の一環とみるのが相当であることから、認定基準別表1の具体的出来事「上司とのトラブルがあった」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」)に該当するとみるのが妥当である。

そして、Dが、「私たちの仕事には何事にも一つ一つ根拠が必要で、間違ったりうまくできなかったことには、なぜ、どうして、どのように、具体的には、今後どのように等を書かないと指導者から指摘されます。(中略)私も評価表には指導者から、なぜ、どうして等とコメントが書かれていました。」と述べるように、病院において指導的立場にある看護師が評価表を通じて質問をしていくこと自体は、通常の業務指導の範囲内であると考えられることから、当審査会としても、同出来事の心理的負荷の総合評価は「弱」であると判断する。

なお、請求人らは、Fが、「被災者が、先輩看護師から、『私言ったよね。』、『なんでこうなるのかな』、『なぜこうなったのか考えて』などと言われているのを見たり、先輩看護師から冷たい口調で指導されている姿をよく見かけ、毎日のように言われるのはきつかったのではないかと思う。」と申述していることが「いじめ、嫌がらせ」の事実を証明しているとも主張している。しかしながら、Fの同申述内容からすると、あくまで被災者がミスをしたことについて先輩看護師から指導を受けていたとみるのが相当であることから、請求人らの同主張は採用することができない。

オ 上記アないしエより、評価期間における業務による心理的負荷は、総合評価が「弱」の出来事が3つであるから、全体評価も「弱」であって「強」に

至らないものと判断する。

なお、請求人らのその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだせなかった。

- 3 以上のおりであるので、被災者の本件疾病の発病及びその後の死亡は業務上の事由によるものと認めることはできず、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。